

11 番（小川義昭君）

次に、2点目の質問であります。

近年、少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題の顕在化、微動し始めた地方分権の進展など複数の異なった要素が絡み合いながら、市民や行政を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。かくも変化の激しい現代社会においても、あるいは変転目まぐるしい現代社会を生活しているからこそ、人々は暮らしの中に生きがいや心のよりどころを求めています。

片や、社会の醸成化は個人の価値観の多様化や都市化に伴う人間関係の希薄化を招きながら、ともすると地域コミュニティーの崩壊を招かないとも限りません。

こうした状況のもと、国は、時代の変化に対応するため、先ほども申しました平成18年の教育基本法改正により、生涯学習の理念を新しく規定し直しました。この法改正では、家庭、教育社会の役割の明確化と学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力など学校教育の充実と並び立つ形で生涯学習・社会教育の充実の大切さを明示しています。

生涯学習において大切なことは、市民一人一人がそれぞれの好みに即した学びの体験を通して豊かな社会生活を送ることであり、そのためには生涯を通じて学びを楽しむ暮らし、スポーツに楽しむ暮らしを下支えする行政の仕組みが重要と言えます。こうした市民の学習活動、スポーツ活動の支援はまさしく一体のものであるべきであり、より充実した視野の広い施策を展開することが肝要であります。

本市の教育振興基本計画では、情操豊かな人間性と生活の質的向上を目指し、生涯学習施設の活用、対象に応じた学習内容の充実、地域の団体・ボランティア活動などを通じ、生涯活動を推進するとする定義、そして今後もさらに複雑多様化、高度化する市民ニーズに対応し、生涯にわたる学習機会と的確な学習情報の提供や内容の充実を図るとともに、市民の学習意欲の向上を目指すとする定義が既に明確化されています。こうした定義が意味するところは、生涯学習とは、家庭、学校、地域、職場といった場所を問わず、人生の各ライフステージにおいて自主的に自由に行われるものであり、どのような内容、方法、形態であろうとも是とされるものであります。

実際に昨今の市民が情熱を注ぐ生涯学習は、農林、福祉、産業振興、環境保全といった多岐に及ぶ分野に広がりを見せ、教育委員会の生涯学習課に係る広範なジャンルの実践学習を含む現代の生涯学習を所管し続けることは極めて困難であり、現実にそぐわなくなっていることはもはや明確であります。

近年、政府による行財政改革の推進に伴い、地方分権の規制緩和の動きが加速していますが、従来、教育委員会が専管してきた社会教育行政についても、全国市長会から生涯学習など学校教育以外の分野については縦割り型ではなく、多方面からの総合的な対応が望ましい。教育の政治的中立確保といった理由から、特に教育委員会の所管とすべき強い事情があるとは考えられず、市町村の所管へとすることが適切であるとする見解が示され、社会教育行政の首長への移管を求める要望・意見が強く出されています。これは自治体の首長が強い意志で学校教育と社会教育に一線を引き、学校教育を教育委員会が担うべき最大の責務として、広義の社会教育については、自治体の一般施策と組織の英知を結集する高い見識が広がりを見せていることを物語っていると言えましょう。

事実、首長部局主導の文化・スポーツ行政、生涯学習・社会教育行政の一元化が実質的に始まってきている自治体もあります。その根拠は、学びの場は社会全体に広がり、公民館や教育委員会だけが窓口となる時代ではなくたったと見る見方にあります。図書館、文化会館、学習センターといった諸施設も今や広く来館者を求め、楽しむ要素、お客様を集める観光要素なくして維持できなくなっている時代の移ろいを反映しているのではないのでしょうか。

私はこうしたことから、本市の教育委員会の所掌事務である生涯学習課及び公民館の管理に関する事務を市長部局に補助執行させ、各種地域活性化事業との連携を一層強化すべきだと主張いたします。地域づくりに直結する生涯学習を推進し、その拠点となる公民館での多世代交流事業などの地域づくりを充実させるためにも、生涯学習課の所管を教育委員会から市長部局へ移管すべきと考えます。このことは学校教育そのものの充実の呼び水にもなるはずであり、市長の見解をお伺いいたします。